○多摩市ビジネス支援施設認定制度実施要綱

平成30年９月14日多摩市告示第350号

多摩市ビジネス支援施設認定制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、個人事業主等の事業活動を支援する施設の認定を行い、当該施設の利用を促進することにより、個人事業主等の経営支援及び創業支援を図り、もって地域産業の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　個人事業主等　多摩市内で事業を営み、又は創業を予定している個人又は法人をいう。

⑵　民間事業者等　次に掲げる者をいう。

ア　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社

イ　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第２条第１号に規定する一般社団法人等

ウ　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第２条第３号に規定する公益法人

エ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学

オ　信用金庫法（昭和２６年法律第２３８号）に規定する信用金庫

カ　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に規定する信用協同組合

キ　特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

⑶　ビジネス支援施設　次のいずれにも該当する施設をいう。

ア　レンタルオフィス（椅子、机、情報機器その他業務に必要な設備が備えられた事務所その他の事業の用に供する施設で、時間、期間等に区分して個人事業主等に賃貸するものをいう。）又はコワーキングスペース（個人事業主等が共有して実務等を行う場所として賃貸する区画をいう。）を有していること。

　イ　次のいずれかの要件に該当すること。

(ア)　経営又は創業に関する相談、研修の実施その他の個人事業主等の経営又は創業を支援する事業の用に供されていること。

　　(イ)　個人事業主等の交流の機会の提供その他の個人事業主等が連携して行う事業の創出又は活性化を目的とする事業の用に供されていること。

（ビジネス支援施設の認定）

第３条　ビジネス支援施設を運営する民間事業者等は、当該ビジネス支援施設が個人事業主等の経営又は創業を支援する施設として適当である旨の多摩市長（以下「市長」という。）の認定を受けることができる。

２　市長は、前項の認定を受けたビジネス支援施設（以下「認定施設」という。）を次に定めるところにより支援するものとする。

　⑴　認定施設の広報

⑵　認定施設内での市職員による創業支援に係る相談、助言、指導等の実施

⑶　その他市長が必要と認める支援

（認定申請）

第４条　前条第１項の認定を受けようとする民間事業者等の代表者（以下「申請者」という。）は、多摩市ビジネス支援施設認定申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

⑴　事業計画書（計画期間が３年以上のものに限る。）

⑵　ビジネス支援施設の図面（使用用途及び面積が記載されたものに限る。）

⑶　定款又はこれに類するもの

⑷　直近２年間に係る市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）の納税証明書（設立後に決算を経ていない民間事業者等にあっては直近２年間に係る代表者の市町村民税の納税証明書、１期目の決算を経た民間事業者等で２期目の決算を経ていないものにあっては直近１年間に係る市町村民税の納税証明書及び決算書）

⑸　誓約書（第２号様式）

⑹　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、ビジネス支援施設の操業開始予定日の１月前から行うことができる。

（認定の決定等）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該申請に係るビジネス支援施設について第３条第１項の認定をするものとする。

⑴　多摩市内に所在するビジネス支援施設であること。

⑵　申請者がビジネス支援施設を安定的に運営する体制、能力等を有すること。

⑶　申請者がビジネス支援施設において個人事業主等の支援等を実施するに当たり、必要な許認可を取得していること。

⑷　関係法令に適合しているビジネス支援施設であること。

⑸　申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア　市町村民税を滞納している者

イ　過去に偽りその他不正の手段により国、地方公共団体等から補助金の交付を受けた者その他社会的な信用を著しく損なう行為をした者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしている者その他事業の継続が不安定であると認められる者

エ　その他市長が適当でないと認める者

２　市長は、前項の規定による認定をしたときは多摩市ビジネス支援施設認定（変更認定）通知書（第３号様式。以下「認定通知書」という。）により、認定をしなかったとき  
は多摩市ビジネス支援施設不認定（変更不認定）通知書（第４号様式。以下「不認定  
通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

３　第１項の規定による認定の有効期間は、当該認定を受けた日から３年を経過する日の属する年度の末日までとする。

（認定の変更）

第６条　認定施設を運営する民間事業者等（以下「認定事業者」という。）の代表者は、第４条第１項の規定により申請した内容を変更しようとするときは、多摩市ビジネス支援施設認定変更申請書（第５号様式）により市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、前条第１項に掲げる基準に適合すると認めるときは、変更認定をするものとする。

３　市長は、前項の規定による変更認定をしたときは認定通知書により、変更認定をしなかったときは不認定通知書により、認定事業者の代表者に通知するものとする。

（実地調査等）

第７条　市長は、第３条第１項の認定のために必要と認めるときは、当該ビジネス支援施設を実地に調査することができる。

２　市長は、必要があると認めるときは、認定事業者の代表者に対し認定施設の運営状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（認定の辞退）

第８条　第３条第１項の認定を辞退しようとする認定事業者の代表者は、多摩市ビジネス支援施設認定辞退申出書（第６号様式）により市長に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第９条　市長は、認定施設が第５条第１項に掲げる基準に適合しないものとなったと認めるとき又は前条の規定による申出があったときは、当該認定施設の認定を取り消すものとする。

２　市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、多摩市ビジネス支援施設認定取消通知書（第７号様式）により認定事業者の代表者に通知するものとする。

（協力事項）

第１０条　認定施設は、多摩市の産業振興に関する施策及び当該施策に係るアンケート調査に協力するものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公示の日から施行する。